

2025年度 加古川市民会館友の会 規約

第1条（名称）

この会の名称は「加古川市民会館友の会」（以下「友の会」という）と称します。

第2条（目的）

友の会は、加古川市民会館が行う文化芸術事業を支援し、会員の参加を促進することで、加古川市の地域文化の向上に寄与することを目的とします。

第3条（事務取扱）

友の会に関する事務は、加古川市民会館の指定管理者である、株式会社ケイミックスパブリックビジネス（以下「弊社」という）が行うものとし、加古川市民会館友の会事務局（以下、「事務局」という）を加古川市民会館内に設置します。

第4条（会員）

会員とは、この友の会の目的に賛同し、本規約を承認の上、所定の用紙（別紙様式第1）により入会の申込を行い、年会費または後半期会費を納入し、会員証の発行を受けた方をいいます。

第5条（会員証）

- (1)事務局は、会員に対し会員証を発行します。
- (2)前項の会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人への譲渡や貸与はできません。他人への譲渡や貸与をした場合、第8条の会員特典は無効となります。
- (3)会員証を紛失した場合は、当館へご連絡下さい。

第6条（会員期間）

第4条の会費を納入した日を入会日とし、2025年4月1日または2025年10月1日以降の入会日から、2026年3月31日まで。

第7条（会費）

- (1)会費は、年額1,000円、入会日が2025年10月1日以降の場合は500円とします。
- (2)会費はいかなる理由があっても返還しません。

第8条（会員の特典）

会員は次の特典を利用することができる。

- (1)事務局が指定する、主催事業チケットの先行予約、販売。
- (2)事務局が指定する、主催事業チケット料金の割引。
- (3)加古川市民会館情報誌「かこパル」の送付。

第9条（届出事項の変更）

会員は、申込事項に変更が生じた場合、加古川市民会館へご連絡下さい。変更の届出を怠ったために生じた、送付書類の延着又は不到着、その他不備について弊社は一切責任を負いません。

第10条（退会について）

- (1) 退会する場合は、所定の用紙（別紙様式第2）により、退会の手続きが必要となります。
- (2) 会費の未納又は住所不明等の状態が一定期間続き、改善される見込みが認められない場合やその他運営上の支障がある場合、事務局は会員の資格を取り消すことがあります。

第11条（個人情報の管理について）

- (1) 会員の個人情報の取扱に関しては、個人情報保護法および個人情報保護マネジメントシステム（JISQ15001:2006）に基づいて、別に定める方針にご同意いただいた上で、適正に管理します。
- (2) 弊社の指定期間が満了または指定管理業務が終了した場合、弊社は加古川市又は加古川市が指定する者に対して、個人情報を提供する場合があります。

第12条（本規約の変更）

事務局は、必要があるときには、この規約を変更できるものとし、変更内容を会員に通知します。ただし、軽微な変更についてはこの限りではありません。

第13条（補則）

この規約に定めのない事項については、事務局が別に定めます。

2025年3月1日

加古川市民会館
指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス
兵庫県加古川市加古川町北在家 2000 番地
TEL：079-424-5381（9:00～22:00）